
5.3 著作権

(1) 著作権とは

■ 著作物とは

日本の著作権法では、著作物を次のように定義しています。

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの。

コンピュータプログラム（以下、「プログラム」と略称）やデータベースは、この定義から外れるような感じがしますが、現在のところ、以下のように定義し、著作権で保護することになっています。

プログラム 電子計算機を機能させて著作物の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。

データベース 論文、数値、図形その他の情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。

ただし、プログラムやデータベースは、文化目的というより産業目的という性格が強いこともあり、工業所有権で位置付けるか、著作権で位置付けるか、それとも第三の権利体系で位置付けるかについて、立法論的な議論は未だに残っています。このような中で、「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」が昭和 61 年 5 月に制定され、(財)ソフトウェア情報センター (SOFTIC) が昭和 62 年 4 月から指定登録機関として登録を開始しました。

■ 著作権

著作権法で規定される著作権には、以下のように、財産権としての「著作権（狭義）」、著作物を実演したり、録音等を行った者に認められる「著作隣接権」、著作者が自分の著作物であることを主張するための「著作者人格権」の 3 種類があります。

「パブリシティ (Publicity)」とは、「知れ渡ること」、「目立つこと」、「広告」等の意味を持ちます。芸能人等の肖像を広告等に使用すると、「目立つ広告」となり、広告に示された宣伝内容を「知れ渡らせる」力、すなわち「パブリシティ力」を持つということになります。

したがって、芸能人等の肖像を使う場合、芸能人の許可を得て、「パブリシティ力」の使用の対価を支払うことになります。「パブリシティ力」の使用を許諾する権利を「パブリシティ権」と呼びます。

(5) 著作権の権利内容

■ 著作者人格権

著作者人格権は、次の3権利からなっています。

公表権	：	公衆に提供したり、提示する権利。
氏名表示権	：	自分の氏名を表示するよう要求する権利。表示しない権利を有す。
同一性保持権	：	著作者の意思に反した変更・切除その他の改変を受けさせない権利。

著作者人格権は、著作の時から生存中及び死後永久であり、譲渡はできません。

著作権（財産権）や使用権とのバランスをとるために、著作者人格権にも例外があります。まず、著作権を譲渡されたものが公表できないと、著作権を譲渡されても意味がなくなるため、次のような公表権の例外があります。

公表権の例外

① 著作権を譲渡すると公表行為についても同意したとみなす。

引用等において、氏名を表示するかしないかについて、著作者に問い合わせる等の義務を負わせると、事実上引用はできません。そこで、著作者に問い合わせなくても、著作物に表示されている著作者名を、そのまま記載しても構わないことになっています。「源氏物